

平成 21 年度合法性等が証明された木材・木材製品普及推進表彰等概要（案）

1 趣旨

合法性等の証明された木材・木材製品（以下、合法木材という。）の供給体制を整備及び促進に資するため、合法木材等の供給又は証明体制の整備に当たり顕著な功績を有し、若しくは合法木材の利用及び利用の意義等について積極的に普及を行った事業者（団体等を含む）に対して、表彰ないし感謝状の贈呈（以下、表彰等という。）を行う。

2 顕彰部門

表彰等は、客観的かつ適正な基準に基づいて公正に行うこととし、合法木材等の供給と普及に取り組んだ合法木材等供給部門、合法木材等の利用に貢献した合法木材等利用部門の 2 部門を設け、それぞれ林野庁長官、社団法人全国木材組合連合会会長および、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会会長による表彰等を行う。

3 表彰等の対象者

(1) 合法木材供給部門

ア．合法木材供給事業者

対象者は、認定された合法木材供給事業者のうち、合法木材の製品を積極的に供給するとともに、原料供給側・川下側に対して積極的に普及推進を図っている事業者であって、一定の基準を満たすものとする。

イ．合法木材供給事業者認定団体

対象者は、合法木材供給事業者認定団体のうち、会員に積極的に普及を図ると共に、合法木材の利用拡大に積極的に取り組んでいる団体であって、一定の基準を満たすものとする。

(2) 合法木材利用部門

合法木材需要者

対象者は、地方自治体、調達企業等のうち、合法木材を積極的に購入し、合法木材の普及に積極的に取り組んでいるものであり、一定の基準を満たすものとする。

4 表彰等の仕組み

(1) 認定団体および関係者は、前記 3 に該当するものがあるときは全木連会長に対して申請できるものとする。

(2) 全木連会長は、表彰の対象者について、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の意見を聞き、所要の審査を行い、表彰者を選定するものとする。

「合法木材等普及推進」顕彰規程（案）
（平成21年10月 日一部改正）

平成20年11月27日制定

1 趣旨

合法性等の証明された木材・木材製品（以下、合法木材という。）の供給体制を整備および利用の促進に資するため、合法木材の供給又は証明体制の整備に当たり顕著な功績を有し、若しくは合法木材の利用及び利用の意義等について積極的に普及を行った事業者（団体等を含む）に対して、表彰ないし感謝状の贈呈（以下、表彰等という）を行う。

2 顕彰部門

表彰等は、客観的かつ適正な基準に基づいて公正に行うこととし、合法木材の供給と普及に取り組んだ合法木材供給部門、合法木材の利用に貢献した合法木材利用部門の2部門を設け、それぞれ林野庁長官、社団法人全国木材組合連合会会長、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会会長による表彰等を行う。

3 表彰等の対象者

(1) 合法木材供給部門

ア．合法木材供給事業者

対象者は、認定された合法木材供給事業者のうち、合法木材の製品を積極的に供給するとともに、原料供給側・川下側に対して積極的に普及推進を図っている事業者であって、別途定める評価因子配点表に基づき評価を行い選考委員会において一定の基準（別表、以下同じ）を満たすものと認められたもの。

イ．合法木材供給事業者認定団体

対象者は、合法木材供給事業者認定団体のうち、会員に積極的に普及を図ると共に、合法木材の利用拡大に積極的に取り組んでいる団体であって、別途定める評価因子配点表に基づき評価を行い選考委員会において一定の基準を満たすものと認められたもの。

(2) 合法木材利用部門

合法木材需要者

対象者は、地方自治体、調達企業等のうち、合法木材を積極的に購入し、合法木材の普及に積極的に取り組んでいるものであって、別途定める評価因子配点表に基づき評価を行い選考委員会において一定の基準を満たすものと認められたもの。

4 表彰等の仕組み

(1) 認定団体および関係者は、前記3に該当するものがあるときは別紙様式により全木連会長に対して申請できるものとする。

(2) 全木連会長は、表彰等の対象者について、所定の審査を行い、表彰者を選定するものとする。特に事業者等について林野庁長官感謝状に該当するものについては、林野庁長官に対して申請するものとする。その際、選考委員会の意見を聴くものとする。

5 その他

この規程に定めるもののほか、顕彰の実施に当たって特に必要とする事項が生じた場合には、全木連会長が定めることができる。